

# 農業経営基盤強化促進 基本構想

令和6年（2024年）2月

兵庫県宝塚市

農業経営基盤強化促進基本構想とは…

農業経営基盤強化促進法に基づいて兵庫県が作成する「農業経営基盤強化促進基本方針」に即して、各地域の実情を踏まえ、同法第6条に基づき、宝塚市が独自に定めるものです。

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

### 1 市農業の現状

宝塚市（以下「市」という。）は、兵庫県東南部、阪神都市圏に位置している。市域は、面積101.89km<sup>2</sup>、東西12km、南北21kmと南北に細長い地形となっている。

市の中央よりやや南に北摂連山長尾山系が東西に走り、市域は、市街化区域である南部地域と市街化調整区域である北部地域（西谷地区）に分けることができる。

北部地域は、阪神経済圏へは至便の位置にあることから、生産される農産物は、消費者が生産地と直結した流通に対する期待が高まりつつある近年において、消費者にとっても、生産者にとっても重要な位置を占めている。一方の南部地域においては、宅地化の進行に伴い、農地が減少し、点在化していく傾向が強まっている。

### 2 市農業の課題

北部地域のうち、平坦地や丘陵地の農地等を中心に592haの農業振興地域が展開しているが、1戸あたりの耕地面積が0.7haと零細なことから、水稲単作で休日を利用した自己完結型農業が大勢を占めている。水稲以外では、黒大豆枝豆や太ねぎなどが特産品として生産され、また一部の地区ではダリア（令和3年3月に市花に加わった）の球根生産が盛んであるが、農業従事者の高齢化や農業後継者の不在等を要因とする遊休農地の増大も懸念される。

市の農業従事者数を年代別にみると、60歳代以上が約80%を占めており、高齢化が進んでいることがわかる。70歳代以上に限っても約48%であり、いわゆる団塊の世代（昭和22年から昭和24年生まれ）が80歳代を迎える令和12年には更なる農業従事者の減少が危惧され、後継者の確保・育成が課題となるからこそ、経営基盤強化に務め、品質の差別化、高付加価値化等により多彩な展開をしていかなければならない。

このようなことから、令和4年3月に改訂した市農業政策の基本方針である「第2次宝塚市農業振興計画」に基づき、農業・農地を取り巻く情勢変化や課題に対応するものとする。

### 3 効率的かつ安定的な農業経営体の育成に関する目標

市は、このような地域の農業構造の現状及び見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

農業を主業とする農業者が、地域の他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得	年間労働時間
1農家あたり520万円程度 (主たる従事者1人当たり400万円程度)	主たる従事者1人あたり 2,000時間程度

具体的な経営の指標は、市をはじめとする阪神7市1町における現状を踏まえつつ、将来における農業経営において、他産業並みの生涯所得に相当する年間農業所得（1農家あたり520万円程度、主たる従事者1人あたり400万円程度）、年間労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を達成し、市の農業生産の中心となることを目指す。

#### 4 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標

近年の新規就農者数の実態等を総合的に考慮して、青年層に当市で農業を職業として選択してもらえるよう、農業経営開始から概ね5年後の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

農業で生計が成り立つ年間農業所得	年間労働時間
主たる従事者1人当たり200万円程度	主たる従事者1人あたり 1,800時間程度

新たに農業経営を営もうとする青年等については、1人あたり概ね200万円、年間労働時間は1,800時間を目指すべき水準とする。新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。青年等就農計画に掲げた目標に速やかな達成を図るため、阪神農業改良普及センター、兵庫六甲農業協同組合、市農業委員会等の関係機関が連携し継続的な指導や、各種研修への参加を支援し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

#### 5 今後の方針

市は、地域の営農条件に応じて、家族経営を中心とする個別経営体又は地域の農地の相当部分の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営をめざす特定農業団体、地域合意による共同作業等を行う集落営農組織を地域農業の重要な担い手と位置づける。これらの経営体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、地域計画の策定の推進等により、利用権設定及び農作業の受委託等の積極的な促進を図り、経営規模の拡大を支援する。

特に、近年、増加することが懸念される遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、その前者については、地域計画の作成等により、農業経営基盤促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第12条第1項の規程による農業経営改善計画の認定を受けた農業者または組織経営体(以下「認定農業者」という。)等への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれからの経営への農用地の利用集積が遅れている集落においては、地域での話し合いと合意形成の促進を支援する。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者に参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進し、認定農業者等の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者等の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手不足が見込まれる地域においては、特定農業法人及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。なお、これらの取組みによってもなお担い手の確保が見込めない地域においては、企業等の農地所有適格法人以外の法人等による農業への新規参入の促進及び農地の有効利用の確保を図る。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、兵庫六甲農業協同組合と連携を密にして、農地貸借の促進と

農作業受委託の促進が一体となって意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、阪神農業改良普及センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に法12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、市農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的利用を図るものとする。

さらに、独立自営する青年等に対しては、青年就農施策として、市と宝塚市農業再生協議会、阪神農業改良普及センター、兵庫六甲農業協同組合等の関係機関が一体となって青年等の就農計画作成について支援を行い、新規就農者育成総合対策のうち、経営開始型資金、無利子の青年等就農資金の適用を図る。

## 6 宝塚市農業再生協議会について

市は、宝塚市農業再生協議会において、認定農業者または今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を阪神農業改良普及センターの協力を受けて行う。

## 第2 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

### 1 経営類型

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、主要な経営類型を示すと概ね別表のとおりである。

### 2 経営管理の方法

1に示す営農類型の目標を実現するための経営管理の方法は、おおむね次のとおりである。

- ① 複式簿記記帳による農業経営と家計の分離
- ② 青色申告の実施
- ③ 作業受託における適正な委託料の設定と維持
- ④ 大型機械の集落営農集団による共同利用、経営管理研修等への積極的な参加

### 3 農業従事の態様

1に示す営農類型の目標を実現するための農業従事の態様は、おおむね次のとおりである。

- ① 女性農業者や農業後継者の経営参画推進
- ② 軽作業や直売におけるパート雇用従事者の確保
- ③ 休日制の導入や福利厚生充実など、近代的な農作業環境の整備
- ④ 過重労働防止策として農繁期における臨時雇用者の活用
- ⑤ 農業機械や農薬等の知識向上による農作業事故防止対策の徹底

## 第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指

### 標

新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標としては、現に市内で展開している優良事例を踏まえつつ、主要な営農類型については、第2の市における営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標を参考とし、第1の4に示す目標を目指すものとする。

## 第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する

### 事項

#### 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

都市近郊の立地等市の強みを活かし、将来にわたる持続可能な農業を展開していくためには、生産性と収益性が高く、持続的な発展性を有する効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、新規就農者などの次世代の農業を担う人材や中小・家族経営などの多様な経営体を幅広く確保し育成していく必要がある。

認定農業者や認定新規就農者、集落営農組織等の担い手について、主体性と創意工夫を発揮した経営を展開できるよう重点的に支援する。

また、次世代の農業を担う人材を確保するため、新たに就農（農業経営の開始又は農業への就業）をしようとする青年等について、県内の各地域で安心して就農し定着することが出来るよう、相談対応・情報提供、農業技術や経営方法等の研修の実施、地域毎の受入から定着までのサポートなど、関係機関と連携して一貫した支援を実施する。

さらに、中小・家族経営、副業的に行う経営体などの多様な経営体について、地域社会の維持の面でも担い手とともに重要な役割を果たしている実態を踏まえ、円滑な経営継承に向けた支援や地域資源の適切な維持管理を図るための支援を実施する。

※農業を担う者は、以下のとおり。

- ア 認定農業者等の担い手（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、基本構想水準達成者）
- イ ア以外の多様な経営体（継続的に農用地利用を行う中小規模の経営体、農業を副業的に営む経営等等）
- ウ 委託を受けて農作業を行う者

## 2 市が主体的に行う取組

市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、阪神農業改良普及センターや兵庫六甲農業協同組合、ひょうご就農支援センターなど関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、国や兵庫県の支援策を効率的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

## 3 関係機関との連携・役割分担の考え方

市は、本構想等に基づき、宝塚市農業委員会、兵庫六甲農業協同組合、阪神農業改良普及センター、ひょうご就農支援センター等と連携し、就農促進のための条件整備や就農地の確保等に努めるとともに、地域ぐるみの就農促進体制づくりを進める。また、青年等が地域計画に農業を担う者として位置付けられるよう促すとともに、就農準備資金、経営開始資金、青年等就農計画の活用を行う。

## 4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

市は、就農希望者に対する技術、農地、資金、研修先等関係情報の提供及び相談を円滑に行うため、関係機関・団体等が一体となって、情報収集、提供体制を整備し、基礎的な就農関係情報に係る相互の情報交換を行う。

## 第4 農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

市は、策定した地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集積・集約化を進めるため、関係機関が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯圖の状況を解消し、担い手の農用地の集約化や集積面積の増加を図る。

また、中山間地域や担い手不足の地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、新規就農の促進等を図る。

なお、第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に 占める面積のシェアについての目標
22%

(注) 目標は、効率的かつ安定的な農業経営を行う者が、概ね10年先に農用地の利用（水稲については、耕起・代かき、田植え、収穫、その他の作物については、耕起、播種、収

穫等)を3作業以上実施している農作業受委託面積を含む。)に占める面積のシェアである。

## 第5 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項

市は、県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、市農業の地域特性を踏まえて、次の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に取り組む。

### 1 基本的な取組

第2で示すような営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の育成と、第3で示すこれらの経営が地域の農用地利用に占める面積シェアの目標の達成を図るためには、今後10年程度で過去の実績の約2倍の農地の集積・集約化が必要であり、面的集積の推進も踏まえ、従来にも増して積極的な取組が必要である。

このため、市は、県が整備する本庁推進チームや県民局推進チームとともに、(公社)ひょうご農林機構、兵庫六甲農業協同組合、宝塚市農業委員会、宝塚市農会連合会等の関係機関との連携を図り、農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

### 2 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

#### (1) 協議の場の設置の方法

協議の場の開催にあたっては、農業者、農地所有者だけでなく、地域に関わる若者や住民等の幅広い関係者を巻き込み、一体となって地域の課題について話し合う機会となるよう支援する。

#### (2) 地域計画の作成

地域計画は、協議の結果の内容が法第18条及び第19条の趣旨に則し、農用地の効率的かつ総合的な利用を図る見地から相当であると認められる場合に定めるものとする。

なお、地域計画の作成にあたっては、以下の措置を講じる。

##### ① 記載事項

ア 地域計画の区域

イ アの区域における農業の将来の在り方

ウ イの在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

エ 農業者その他のアの区域の関係者がウの目標を達成するためにとるべき農用地の利用関係の改善その他必要な措置

##### ② 目標地図の作成

市は、関係機関と連携し、①のウの目標として、地域計画の区域において農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め、目標地図に表示する。

#### (3) 地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、農業振興地域内の農用地等が含まれるように協議の場を設置することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、農山漁村の活性化のための

定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）に基づく活性化計画を作成し、粗放的利用等による農用地の保全等を図ることとする。

(4) 進捗管理

市は地域計画の策定にあたって、関係機関と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行う。

(5) 地域計画の公告

① 市は地域計画を定め又はこれを変更しようとするとき（軽微な変更を除く。）は、市の掲示板への提示等により公告し、当該公告の日から2週間は当該計画を窓口に設置し公衆の縦覧に供することとする。その際、利害関係人は、当該計画に意見がある場合は縦覧期間満了日までに市に意見書を提出することができる。

② 市は地域計画を定め又は変更したときは、市の掲示板への提示等により遅滞なくその旨を公告するとともに、都道府県知事、農業委員会及び農地中間管理機構に地域計画の写しを送付する。

(6) その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

市は、関係機関と連携しながら、地域計画の達成に資するよう、農地中間管理事業及び農地中間管理事業の特例事業の実施による農用地についての利用権の設定等を促進する。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる、1～3集落単位とする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進する。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定める。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者とその他の構成員との役割分担やその他農作業の効率化に関する事項

カ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

キ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。
  - ② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、認定を行う。
    - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
    - イ (4)の①のイの実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規定の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。
    - ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため適切なものであること。
    - エ (4)のイに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
    - オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
  - ③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を公告する。
  - ④ ③の公告は、宝塚市公告式規則(昭和57年規則第47条)の規定に基づき行なう
  - ⑤ ①から④までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。
- (6) 特定農業法人を定める農用地利用規程の認定
- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農地所有適格法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
  - ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定める。
    - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
    - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
    - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農業作業の委託に関する事項
    - エ 農地中間管理事業の利用に関する事項
  - ③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
    - ア ②のイに掲げる目標は(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
    - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、委託

- ① 市は、認定団体が、農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助を行う。
- ② 市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、阪神農業改良普及センター、市農業委員会、兵庫六甲農業協同組合、公益社団法人ひょうご農林機構等の指導助言を求めたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

市は、兵庫六甲農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進のほか、地域計画の策定に向けた協議における農作業受託の促進の必要性についての普及啓発など、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図るものとする。

4 その他農業経営基盤の強化の促進するための事業の推進

市は、農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保を推進する事業、その他農業経営基盤の強化を推進するために必要な事業については、各集落の特性を踏まえて、情報提供に努める。

## 第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成 6年 3月31日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成13年 1月24日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成19年 3月 7日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成22年 6月 7日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成26年 9月19日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成28年10月28日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、令和 5年 9月29日から施行する。
- 2 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定に基づき、施行日から起算して2年を経過する日（法第19条の規定により地域計画が定められ、及び公告されたときは、当該地域計画の区域については、その公告の日の前日）までの間は、なお従前の基本構想に基づき、利用権設定等促進事業を実施する。

附 則

この基本構想は、令和 6年 2月 1日から施行する。

別表 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

(1) 施設野菜+露地野菜

経営規模	労働力	資本装備	作物体系・栽培管理
施設野菜 高設いちご 16a	2人	パイプハウス 1,600㎡ 高設栽培施設 動力噴霧器 暖房機	(高設いちご) 定植 9~10月 収穫 12月上旬~5月下旬
露地野菜 枝豆 30a ブロッコリー 40a 長ネギ 10a ピーマン 3a きゅうり 5a		冷蔵庫 トラクター 軽トラック	(枝豆) 定植 6月 収穫 10月 (ブロッコリー) 定植 9~10月 収穫 12~3月 (長ネギ) 定植 4~5月 収穫 6~11月 (きゅうり) 定植 5月 収穫 6~10月
	2人		

(2) 施設花き+露地花き

経営規模	労働力	資本装備	作物体系・栽培管理
施設花き アイリス切花 15a	2人	作業場 80㎡ 収納舎 100㎡ ビニールハウス 300㎡	(ダリア球根) 定植 4月~5月 収穫 11月~12月 出荷 1月~3月
露地花き ダリヤ球根 60a  (経営面積) 0.75ha		トラクター22ps 1台 動力噴霧機 2ps 1台 管理機 1台 運搬車 1台 軽貨物自動車 1台 掘取機 1台 冷蔵庫 1基 暖房機 1台 培土機 1台	(アイリス) 冷蔵処理 7月~9月 定植 9月~11月 出荷 10月~3月

(3) 観光農園

経営規模	労働力	資本装備	作物体系・栽培管理
施設いちご 10a 黒大豆枝豆 30a		作業場兼収納舎 70㎡ ビニールハウス 1,000㎡	施設いちご 1~5月 黒大豆枝豆狩り 10月

ぶどう 15a  (経営面積) 0.55ha	3人	ぶどう棚 15a トラクター 25ps 1台 耕耘機 10ps 1台 防除機 2ps 1台 灌水機 1台 刈払機 1台 動力噴霧機 2ps 1台 軽貨物自動車 1台 貨物自動車 1台	ぶどう直売 8~9月
------------------------------	----	---	------------

#### (4) 酪農+肥育

経営規模	労働力	資本装備	作物体系・栽培管理
乳用牛 40頭 乳用雄牛肥育 10頭 黒和牛雌 20頭  飼料作物 0.5ha  (経営面積) 0.5ha	2人	畜舎 500㎡ 牧柵 36m サイロ 50㎡ 堆肥舎 75㎡ 尿溜 38㎡ 飼料タンク 2t ウォーターカップ 10個 換気扇 3台 ミルカー バルククーラー 400l 機械格納庫 71㎡ 浄化槽 かくはん機 1台	(飼料作物作付体系) イタリアントウモロコシ イタリアンソルゴー  (家畜飼養管理) 搾乳(ミルカー) 冷却(バルククーラー) 給水(ウォーターカップ)

#### (5) 植木+水稻

経営規模	労働力	資本装備	作物体系・栽培管理
コンテナ植木 20a 露地植木 40a 水稻 10a	2人	ビニールハウス 農業用倉庫 作業場 50㎡ 動力噴霧機 2ps 1台 運搬車両 2台 軽貨物自動車 1台	

注) 個別経営体とは、個人又は一世帯により農業が営まれている経営体であって、主たる従事者1人、従たる従事者1人ないし2人の規模で、他産業と遜色のない所得水準を確保するものをいう。